

○会長 それでは、時間になりましたので、第4回補助金適正化審査会を始めさせていただきますと思います。きょうも、お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

次第に沿って進めさせていただきますと思いますが、まず、事前にかんりのボリュームの資料をお送りいただきました。また、本日、机上配付の資料もございますので、事務局の方からご説明をお願いします。

○財政課長 おはようございます。事前送付資料、席上配付資料の説明。

簡単ですが、私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、早速、本日分の審査を始めていきたいと思いますが、前回まで2回にわたって個人分の補助金の審査を行いました。きょうからは団体の審査ということで、今ご説明もありましたように、番号上、関連するものから進めていくということで、若干飛びながらということになるかと思いますが、進めさせていただきますと思います。

きょうは、まず、きょう進めさせていただく中でも、関連するもの同士はまとめて進めさせていただきます。事務局の方からもまとめてご説明していただくことにしたいと思いますので、私の方で幾つか関連するもので順番を申し上げますので、そういう形で進めさせていただきますと思います。

最初に、ナンバーでいきますと団-1、団-2、団体補助金の1番と2番、いずれもこの互助会の補助金というものですけれども、これに関しまして、まずご説明の方をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、始めさせていただきます。

団体の1番、職員互助会補助金、団体の2番、教職員互助会補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。ご質問、ご意見をお出しいただければと思いますが。

○委員 質問なんですけれども、整理・統合と言ったときに、これ、事業報告を見ていると、どうしても削れないだろうなと思うものもあるんですが、検討されているような整理・縮小するような事業とか、具体的にどのような形になっているのでしょうか。

○職員課長 職員課長の与島でございます。

現在、特別区には、特別区職員互助組合という、23区が一体となった団体が一つありまして、それ以外に各区でまた互助会を持っておりますので、その中では、特別区の方と各

区が同じような給付事業をやっているだとか、指定旅館とって旅館補助をするだとか、似たような事業をやっておりますので、現在、杉並区では、特別区互助組合の方は事業をかなり見直して、もうなくしてしまおう、組織として廃止してしまった方がいいんじゃないのかというようなところまで発言しておりまして、そういう方向で整理・統合ができればいいなというのが一つ。それから、区互助会の中で、互助会が区職員がそれを運営するのではなくて、互助会自身が運営する独立した組織がつけられればいいなということで、現在、検討しているところでございます。

○会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 補助金が七千数百万円ということで、職員の人数から割りますと金額的には大したことなく見えるんですけど、この庁舎食堂というのが厚生事業に入っていますが、ここで働いている方の人件費とか、それから、食材というんでしょうか、こういったものというのは、どういうふうな負担になっているんでしょうか。

○職員課長 はい。庁舎食堂につきましては、この17年3月31日まで職員互助会が運営をしておりましたけれども、そこには年間経費で約300万円から400万円、修繕があったりして年次で異なりますけれども、三、四百万円のお金が投入されておりましたけれども、そこでの食材、そこでの人件費等については、その食堂を運営されている方が直接経営して、区から税金を投入するということはございません。

○委員 食べられた方の、何ていうんでしょう、食券か何かはちょっとわからないんですけど、もらった利用料金から、その給食をやっている事業者の方が、自分のところの経営として人件費とか食材費を負担しているという形ですか。

○職員課長 この17年3月31日までは、食堂事業者に対するその場所を使うという使用料については、互助会が運営しているということで免除になっておりました。

内部的には職員互助会が運営しているという表現でよく言っているんですけども、実際に、じゃあ経営をしているかというところでは、職員互助会が運営しているというふうなニュアンスではなくて、使用料を免除し、職員互助会が中のなべ・かま等を含めて維持・管理をしていたということで、関与をしていたと。しかし、そこで食材をどうするだとか、人件費をどうするだとかという、その経営については、事業者が直接行っていたというところですよ。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 送っていただきました実績報告を、拝見させていただきました。私が感じたことは、今の報告がございましたように、現状とかそれから適正化の方向とか理由とかをちょっと拝見させていただきましたが、この互助会というのは会費による運営が原則なのではないんですか。それで、こちらの収支決算書を見ますと、何か繰越金が大変多いんですね。ですから、その辺を考えて、会費の収入に関しては、今まで16年度は約6,100万ですか、半分ぐらいに削減した方がよろしいのではないかというような感じがいたしました。

○職員課長 おっしゃるとおりだと思います。今回、報道機関等からのご批判もそうでした。それで、16年度については、職員の会費と区からの補助金が1：1の関係だったんですが、17年度については1：0.8ということで、2割削減をしております。今後とも団塊の世代の退職等、いろんなことを見合わせながら削減をして、繰越金が出て余剰をしていくというような状況はなくしていきたいというふうに考えております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 資料1で一般会計収支決算書の特別区職員互助組合福利厚生事業助成交付金というのが、先ほど繰り越しが多いというお話だったんですけど、これがほとんど、1億6,700万円で、残高の内訳としては多いわけですけど、これは繰り越していかなきゃいけないような性格のものなんでしょうか。

○職員課長 この1億6,700万円は当該年度だけで発生したもので、今後はないんですが、実は平成16年に、特別区職員互助組合がやっておりました福利厚生事業基金というのがございました。それが30億ありまして、それを職員数の配分で、こういう基金を取り崩したということから各区に配分したものです。それで、この扱いについては、今後どうしていくかという議論がまだ残されているところでございます。翌年度以降はなくなるというふうに考えております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

ご指摘いただきましたように、繰越金もかなりの額に上っているということもございまして、今いろいろな、世情もこの互助会のあり方については意見が出ているところで、教職員も含めてですが、職員の福利厚生について、使用者として、区の方として、法律上は何ていうふうに言っていましたっけ、いろいろバックアップするような、そういうことに努めなければいけないとあるんですが、その水準はどの程度の水準がいいのかということ、やはり現行のいろいろな情勢を見きわめて考えていかなければいけないということで、ここでは適正化の方向として出して、縮減というような方向が出されているのと、それか

ら、重複する形で、特に職員、それから教職員についてもそうですが、そこをどう見直していくのかということが非常に大きな問題としてあろうかと思しますので、特別区の側とかあるいは教職員の方でも、都の職員互助会というのはここで検討するものではないんですが、そういうものがある、あるいはそれをどうするかということとも非常に関係してくると思しますので、きちんとした見直しをやっていただきたいなというところかと思いません。

特にこの点は、ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次の補助金について見ていきたいと思いますが、次は、団体の3の、防犯協会に対する事業補助金。それから、ちょっと比較的類似のものといえますか、地域のいろいろな防犯・防災関係ですね、団体4、団体5。それから、団体の11番目、震災救済所運営連絡会に対する補助金。そして、ちょっと飛びますが、団体の14、地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金。それから、15の町会・自治会専用掲示板設置等補助金。これにつきましては、一まとめにしてご説明を伺いまして検討したいと思えます。

お願いします。

○事務局 団体のNo.3、防犯協会に対する事業補助金、No.4、地域防犯自主団体活動助成金、No.5学校地域防災連絡会に対する補助金、団体の11番、震災救済所運営連絡会に対する補助金、No.14、地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金、No.15、町会・自治会専用掲示板設置等補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。

では、ちょっとまとめて、数が多いんですけども、いかがでしょうか。

○財政課長 ちょっと補足をさせていただきます。

ただいま席上にご配付をさせていただきました団体の15、今ご説明申し上げました掲示板の設置補助金の理由のところに記載されてございます区政協力委託、その詳細といえますか概略でございまして、ただいま少しご説明がございましたけれども、それまで補助事業でありましたものを平成17年度に委託契約ということで、区政全般にわたる町会・自治会の区政への協力、その委託事業の内容につきましては、記載のとおり多様な事業・事務がございまして、これらを包括的な区政に対する協力ということで、現在、委託契約を結んでおります。委託金の算出基礎等は(3)に記載のとおりでございまして、この団-15の検討に当たりまして参考にしていただきたいということで、お配りをさせていただきます。

た。ぜひ、こうしたことについてもご意見をいただければと思います。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 先生、よろしゅうございますか。

この補助金審査表のうちの防犯協会ですけれども、杉並と荻窪と高井戸という三つの団体があるわけですけれども、この守備範囲はどうなっているのでしょうか。杉並というと非常に広いし。全体にわたっているのかどうかちょっと、私、わかりませんものですか。

○地域課長 それぞれの防犯協会は各警察署が事務局を担っておりまして、その各警察署の管内ということでございます。

○委員 そうですか。そうすると、この三つでほとんど、もう、杉並全域にわたるわけですね。

○地域課長 そうでございます。全域でございます。

○委員 あとのグループとかその他については、補助金の額も私は適正だと思いますので。ただ、この点がちょっと、私、わからなかったものですから。

ありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 では、ちょっとよろしいですか。団体の3と4で、団体の3のところ、何か、傷害を受けたときの保険の予算をつけているということだったんですけれども、ちょっとその4との関係がよくわからないのですけれども、自主的な団体の場合に立ち上げ段階には補助するというので、もし、活動中にけがをしたときの補償というのは、それは防犯協会というところで例えば面倒を見ていただけるのかどうか。ちょっとその辺がわからなかったもので、教えていただきたいんですが。

○地域課長 すみません。先ほど、私、名前を名乗るのを失念しまして、申しおりましたが、地域課長の関谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それで、ここは防犯自主団体の方が防犯活動を行うに当たって、これ、警察署が窓口で、そこで1年間、ボランティア保険に加入する手続を代行してくれまして、その負担も、こういう補助金なんかの制度なんかがございますので、防犯協会が包括して加入手続も含めて入っているということでございます。だから、防犯協会の会員だけじゃなくて、防犯自主団体、すべての防犯活動を行う方を対象にした保険の加入ということで、この補助金なんかの助成の対象になってございます。

○委員 そのために30万円ということ。

○地域課長 この間、かなり治安の悪化だとかの影響を受けて、また、防犯活動も活発化してきましたので、加入対象も広がってきている。また、防犯協会の事業もかなり拡充されてきていますので、各団体10万円ずつふやしていったということでございます。

○委員 この自主的団体というのは満遍なく散らばっているのか、特定の地域に偏っているのか、その辺はどうなんでしょう。

○地域課長 当初は、かなり、多分、犯罪傾向が多いところで、これはいけないという危機感も強くて。ただ、全体的に、窃盗や空き巣・侵入窃盗等の発生件数というのはふえてきておりましたので、今現在では119団体、もう、ほぼ、区内の各地域を網羅してございます。

○委員 これは、もう補助金、10万円をもらっているのが119件ですか。

○地域課長 この119団体のうち、全く区からの助成を受けないで、お金を受けないで自分たちでやるという団体もございまして、今、ちょっと正確な数字は把握していないんですが、90団体ぐらいが助成を受けているということでございます。90から100の間でございます。

○委員 そういうところで、問題がちょっと耳に入りますので。組織をつくることはいいことなんですけれど、区の方からは、20名いないと、この10万円をいただけない。それならば、人数を集めるのがとても大変だという町会もありますよね。そういうところは、町会なりの、地域を守るための防犯の人数を、少ないんですけれどもパトロールをしているということで、こういうお金をいただかなくてもいいというようなお声も私は耳にしておりますので、それは自由だと思いますがね。それでは、たまたま、これは1回しかもらえないお金ですよ。それで、19年度は廃止になるということです。私は、先に、馬橋地区に大変犯罪が多いということは、間接的に聞いておったのですが、警察とあといろいろのところから、空き巣の件数が多いということで、こちらの方へ矢が向けられました。その情報の中で、即、町会連合会が立ち上げましたけれども、では、どのような活動をしたら良いかと検討した結果、23区では、世田谷区が空き巣犯罪が多かったのです。世田谷区では住民参加のパトロールをしたら大変成果が上がったわけでございます。私たちもそれを勉強させていただき、自主防犯のパトロールを結成したわけでございます。今現在、大勢の団体ができたということだと思います。

この犯罪というのは、永久になくなりません。ですから、15年度の7月でしたか、ゼロ

件になったものの、その後また、件数はふえてまいりました。だから、最低の線でいけるように維持して、私たちがパトロールすることが一番よいのではないかなということで、今でも続けているわけです。まめな団体ですと、毎日パトロールしているというところもあります。これは自由ですので、地域で皆さんが力をあわせて、地域のことは自分で守ろうという気持ちで一生懸命やっているわけでございます。

この10万円の助成金は、最初立ち上げた後にできたものですから、パトロールのジャンパーとか腕章とか、そろえることができませんでした。警察の方で腕章がたくさんあるというのでいただいて、腕章をつけました。それから、そのユニホームをつくるのに、お金が実はなかったのです。それで、私は、頭を下げて、寄付金を1町会に5,000円ずついただいて、まず周知するのに、いろいろポスター・チラシをつくるので紙代もないということで、馬橋地区は9町会ですので4万5,000円いただきまして、初めて発足したわけです。その後、9町会を6班に分けて活動に入りました。それで、町会では、必要枚数を買求め、みんな黄色いジャンパーをそろえて、今現在着用して回っているわけです。

それから、たばこのポイ捨て条例もできましたが、モラルの問題を期待したが成果がなかった。今は、禁煙地区外をビニールの袋を持って、歩きながらたばこの吸い殻を拾ったり、また、子供たちが屋外で遊んでいる様子を見守り、いろんな犯罪に巻き込まれないように、遊び場とかを見回って、皆さん一生懸命やっています。

○会長 やはりこういう地域での活動というのは、いろいろご苦労されて、なかなか大変なことだと思っんですね。今もお話に出ましたように、防犯もそうですし、そのほか、子供のいろいろな問題であるとか、たばこの問題もそうですし、いろいろつながってくるところもあるんですけども、やはり、これは地域防犯自主団体活動助成金については時限的にサンセットという形で行われているわけですけども、こちら町会の方に関しては、先ほどもご説明ありましたけれども、委託契約という形で包括的な協定を結ぶということでしょうけれども、ここら辺の関係をどう整理していくか。恐らくこういう地域の防犯にしても、ほかの地域の取り組みでも、そういう、大体が町会・自治会を単位にして行われると思うんですよね。そうしたときに、ここでは補助金のことを扱うので、この区政協力委託についてどうのこうのというのは、直接それを対象としてということではないんですが、こういう立ち上げ時の補助金、それ以降きちんとその活動を維持していく上で、補助金で対応するのかあるいは地域の自治力を高めるという観点から、こういう町会・自治会との間での委託の関係のあり方ですね、どう見直していくのか。これ、個別のテーマにな

りますといろいろ所管が分かれていくところがあるかと思いますが、そこら辺うまく総合的にやっていった方が、地域で活動している方もいろいろご苦労されているでしょうけれども、何と申しますか、いろいろなものにわたってというよりは、仕組みとしてはまとまっているものができた方が、より有効に活動を進めやすいのかなというところがございまして、そういった点も少し考えていただければなというふうに思います。

防犯協会それからこの自主団体のが出ましたが、ほかに防災とかの関係で5番、それから団体の11というふうになっている、まあ、統合するということが出ておりますが、この点に関しましてはいかがでしょうか。

○地域課長 すみません。1点だけ。

ちょっと、今、会長の方がお話がございましたこの一つの防犯自主団体の補助金で、杉並区の場合、町会が立ち上げた自主団体が119のうち約半分ぐらいで、あとはPTAとか、地域の人たちが全く任意に立ち上げているところもございまして、ほぼ8割、9割が町会で維持されている地域も多いんですけども、そこは杉並区の防犯自主団体のちょっと特徴で、もう少し広いコミュニティなんかもかかわっている。それが一つございます。

それから、この補助金についてなんですが、立ち上げの10万円を助成して、ウェアなんか、防犯活動を継続していると、かなり傷んでくると。防犯バザーだとかをやって、かなり収益を上げて自分たちの活動の資金にしていくという動きなんかもあって、そういう自助努力を我々も支援しているんですけども、どうしても全体として、それでも補い切れない部分があって、例えば一定年数ごとに、要するにそういうウェアの更新費用なんかを助成できないかという声なんかもいただいております。ですから、団体の活動が息長く、かなり犯罪が減ってきてはいるんですけども、そこでせつかく立ち上がった団体が、そのままもう活動をやめちゃうよということにならないように、ちょっと支援のあり方、継続費用なんかもふくめて、また、自立自助のところを踏まえつつ、適切な支援のあり方なんかを、今年度ちょっと考えていけたらというふうに考えてございます。ここでは、一たん、19年度サンセットということになってございますけれども、ちょっと補助金のそのあり方を考えているということでございます。

補足で、すみません。

○委員 今のでちょっと関連して、私も、申し上げなかったんですけど、やっぱり、補助金の立ち上げといっても、結局使う人が、消耗品ですよね。継続する、あともう一つは、お話を伺いますと町内会が結構まだ安定している組織だと思うんですけど、それ以外が

もし不安定な組織がある程度あるのであれば、やはり継続的な予算措置というのが必要になるのかなという気はしましたけどね。

○会長 はい。また戻っていただいても構わないんですけども、そのほかに今まとめてご説明していただいたほかの補助金につきましても、ご質問、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

団体の5番の方ですね。学校地域防災連絡会については、団体11の方に統合するというところでございますが、現状の中で、防災市民組織との役割分担が不明確だということがあるんですが、この点については、統合することによってこの役割分担等については明確になっていく方向になるのかどうかという点について、ちょっとお伺いしたいんですが。

○地域課長 学校地域防災連絡会、これは小学校区の単位で、主にここに書かれてございますようにコミュニティづくり、阪神・淡路大震災を契機にして、要するに災害時に助け合いの輪が広がるように、近隣の人たちで皆さん知り合いになっていきましょよと。だから、その事業、例えばイベントだとかそういう事業活動の補助金、そういう活動でつかっても構わないという補助金だったんですが、今回、震災救援所の方に運営連絡会を、小中学校67カ所で立ち上げると。だから、これ、実戦部隊にしていくということで、むしろコミュニティづくりはもうできてきている。地域の人たち、この間かなりそういう土壌ができていますので、むしろ実践的な防災訓練を中心とした組織が震災救援所運営連絡会と。学校地域防災連絡会はもう役割を終えたということで、これについては終了させて、震災救援所運営連絡会に助成をしていくという流れでございます。

○会長 はい。いかがでしょうか。

この新しく本年度創設することになるということですが、金額的には27万6,000円という額ですが、主としてこれはどういう形のものを経費としては想定しているんですか。

○事務局 基本的には消耗品費と、それから、通信料、役務費になりますかね。いわゆる連絡会という形になる……。

○会長 会議を行う際に必要なものということですね。

○事務局 そうでございます。

○会長 はい。

団体の14、15に関してでも構いませんが、いかがでしょうか。

○委員 町会・自治会の掲示板のことなんですが、一応150万円ですか、組んでおりますよね。それで、町会によっては、すぐお金持ちの町会もあるし、本当に貧乏な町会も、

あります。私の町会は140世帯の本当に小さな町会なものですから、活動はしやすい、また、地域とのコミュニティも素晴らしいんですけども、そのお金に関しては、掲示板も買えないんですよ。補助金を下さっても、そのお金も出せない。私は仕方ありませんので、うちの万年塀とかブロック塀に張って、周知をしております。そういうところに何か手を差し伸べてくれたらなあと思ってみたりするんですよ。

杉町連で話が出たのですが、側溝と住宅の間にどうなのかと、声が出ましたよね。そこならば、問題はないのかな、では私も、早速立てられるかなと思うんですけど、それはまだ、不可能なんですよ。まだはっきり答えは出ていないんでしょう。

○地域課長 今のお話は、要するに町会掲示板を公道上に設置をされるという話でございますよね。これについては、また別途お話をさせていただきますけど、土木の方とはちょっと調整がついてございますので。一定の要件が整ったところでは、区が設置主体になって設置していくという形も可能でございます。

○委員 はい。そんなような実情でいるものですから、ちょっと、少しこっちの方も思いやりを出していただけたらと思っておりますけれども。

○委員 ちょっと、また戻っちゃうんですが、防災関係のところ、事業報告の方を見ますと、現行と今後のあり方という対照表がありまして、どれですかね、資料、団体5の資料ですか、今後のあり方という、学校地域防災連絡会の今後のあり方という資料ですね。こちらですね。それで、これ、設立数を見ると、現行が47で、今後のあり方として何か67というふうになっていて、数がふえちゃっているんですけども、これは例えば、そういう連絡会というのは地域的にこういうふうにならば数がふえていくと重なっちゃうとか、そんなことはないんでしょうかね。それとあと、数がふえちゃうと、調整が難しくなるとか、そういうような問題はないんでしょうか。

○地域課長 今のご質問にお答えをさせていただきます。

これ、44というのは今までの学校地域防災連絡会ということでございましたけども、これは小学校区単位ということで、やはり非常時に小中学校を含めた、そういう震災救援所運営連絡会の体制をつくるということで、新しく中学校も加わった67カ所ということでございまして、この辺の振り分け、今まで学校地域防災連絡会で町会・自治会それから防災会、それから行政機関等が整然と、それぞれ44カ所の地域を包括してやっていたのを、今回、今、立ち上げを随時やっております、それぞれ、各防災会単位で話し合っていて、67カ所、どこを持っていくのか今調整中でございまして、なかなか調整も難しいん

ですが、ほぼそれも収束してきておりまして、役割分担もはっきり仕切りができつつございます。

○委員 いいですか。実は、私個人で思うことは、昨年でしたか、中越地震が起きたよね。それから、前は神戸の方の地震がございましたね。区も大変深刻だったし、私たち区民も大変深刻な、いろいろな感じを受けましたけれど、そこでおたおたしてはいけなと、学校地域防災が協力会ができましたのはいいんだけど、私の場合は、つくったはいけど、第1回の会合はあった。しかし、何か余り活動が目に見えてなかった。しかし、皆さんとの交流は、いざ災害が起きた、学校に皆さんが避難したときに、私たちの会の顔ぶれが密接に交流ができていればお互いに助け合えるという目的で、コミュニティ形成を図ってきたんですが、何だか、だんだん下火になってきたような気がしまして。そうしたら、今度、震災救援所運営連絡会が設立されたわけですけど、これは深刻なんですよ。あしたにも東京に地震が起きるかわからないんですから、ぜひそういう心構えとして、こういう深刻な運営連絡会ができたわけですから、今度また、地域から、リーダー講座がありましたよね。そのとき行政から伺ったんですが、今回出る人は力のある人を出してくださいと言われたものですから、私みたいな高齢者が出て役にも立たないということで、その内容については、ちょっと詳しいことはわかりませんが、実際に深刻な講座じゃないのかな、リーダー講座じゃないのかなと私は察しておりまして、若い方を出すことにいたしました。

ですから、深刻なんですよ。だから、そういうふうに学校地域防災連絡会の方がちょっと影が薄くなりましたよね。それで一つになったんだと思いますよ。

○会長 14番の地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金に関しては、いかがでしょうか。

○委員 ちょっと伺いますけれど、委員の活動費というのは、今お一人に幾ら出しているんですか。

○地域課長 はい。これは委員活動費が、それぞれ地域区民センターに、運営協議会によって異なりますけれども、年間で約400万円強ぐらいですか。それは、多分ルールを決めて、例えば1日当たり、1日従事した場合2,000円だとか、半日単位でやる場合は1,500円。それは若干、運営協議会によっても異なりますので、そういう一つのルールを決めて出しているということは聞いております。

○委員 私はちょうど平成3年、4年にちょっと運協の方へ出ておりましたものですから。

一応、阿佐谷が一番古いんですよね。発足したのが阿佐谷区民センターで、いわゆる梅里集会所の今あるところが発足地ですよね。そして、阿佐谷方式からどんどんセンターができたわけですから。駅に近いせいか大変利用度も高いということで、それに伴って建物がどんどん老朽化してきて非常に大変ですが、いまだに土地は借りていて、また、建物はどうなっているんですかね。

○地域課長 阿佐谷地域区民センターについては、東京電力から建物を賃借してございます。

○会長 この補助金は額的にもかなりの額にはなっておりますが、今、問題点等も指摘されているところですが、適正化の方向というところの理由にも、今後のあり方を再検討していくということがあります、この点もう少しご説明していただいた方がよろしいでしょうか。

○地域課長 地域区民センターの運営については、現状のところ記載されてございますように、包括的に、この地域集会施設の運営協議会に、施設の管理委託をやっていたところなんです、そもそも、講座がかなり肥大化して、多分、区民の方の日常的な趣味だとか、あるいは、ある面、カルチャーセンター的な事業なんかも多いんじゃないかというふうなご批判もあったりして、講座の幅も広がって、かなりふれあいも広がってきているんですけど、そうした中で、もう少し日常の、例えば生活に密着した課題だとか、あるいはそういう防犯や防災だとか、あるいは子供の育成だとか、自主的な課題に即応したテーマだとか、もう少し取り上げて、掘り下げた活動を続けていく必要があるんじゃないかということで、効率化を図るという目的もあり、管理委託を区の直営に戻して窓口業務を委託したと。運営協議会の方では事業活動に専念をしていただいているということでございますけれども、一方で、施設管理全体を、じゃあ、今、指定管理者制度というところもございいます。そうした方向なんかもやっぱり志向して、もうちょっと全体的に、管理運営をきちんとできるような体制に持っていく必要があるんじゃないかということも先々は必要になってくるのかなと考えます。ただ、一方で、区民センターを拠点にして運営協議会もかなり活動してございますので、指定管理者制度を導入したときに運営協議会の活動が適切に共存できるような形にしていかなきゃいけないので、単純に指定管理者制度をぱっと導入というところも難しいところがあって、その辺の整理が必要となります。

あと、運営協議会は任意団体ですので、研修会等、随時、区とも意思疎通を図っております。そうした中で、団塊の世代の方々も今後戻ってきますし、いろんな地域の課題が、

防災にしても、先ほど申し上げましたように防犯にしても、あるいは青少年の問題にしても高齢者の問題にしても広がってきておりますので、徐々にそうした課題もテーマとして取り上げていくということが必要になってくる。ただ、なかなか一朝一夕にそういう方向にぼこっといきにくいところがあって、少し、今、その辺のところを検討しているところでございます。

○会長 いろいろな、自治体によっても、こういう集会施設の運営のあり方って、いろいろなタイプがあると思うんですが、こちらでは、あえて15年度から、つい最近ということですけども、施設の維持管理業務と、中で実際に行われるいろいろな企画とといいますか、そういうものを分けてということになっているようなので、それを前提とした上でも、そういう施設管理というものと切り離れた、中でのいろいろな講座とかそういう活動に関してですが、かなりの補助金を出しているというふうにも見受けられますし、先ほどもちょっとご批判があるというようなことを言われておりましたが、その他いろいろな地域の文化的な活動も含めて、それは重要である一方で、恐らく社会教育団体的なものの活動に対する助成というものもまた別途恐らくあって、重複とかそういうことが見られないのかどうかとか、そういう点についてはいかがなんでしょうか。

○地域課長 他の社会教育団体とかということですか。

○会長 ちょっと事情がよくわかりませんが、そういうような、ここで行われている活動と、ほかに対する、やはり補助金という形で出ているかわかりませんが、そういうようなものと重複するようなことというのが余りないのかどうかということですね。

○地域課長 ここでの活動のエリアというのが、区民センターそれから区民集会所での講座ということございまして、その意味でいくと、区民センター等で講座企画をしていくということしていくと、この運協に対しての補助金というのは単独でございますので、ほかとの競合というのはございません。

○会長 その地域でのいろいろな活動として、そういうのを重複と言うべきなのかどうかいろいろあるんですけども、類似した形で行われているというようなことが実際どうなのかなというのがありまして。

○地域課長 今、この運営協議会の方で、それぞれ講座運営部だとか、企画的なことをやる場所だとか、広報部だとかというのがございまして、実際、講座を運営する部門というのがあって、そこに部長という責任者を置いていまして、そこで年間の計画を立てて、事業計画を立てて、事業を組んでいくわけですね。例えば七つの区民センターでも、いろ

んな運協がごございますけど連絡会というのを立ち上げていまして、事業内容についても講座についても、相互に競合しないようにだとか。そういう調整を図りながら、全体的には推進していると。また、集団事業ということで、そういうイベント的なこともやるセッションみたいなものもあって。そういう、団体の中の組織整備はきちんとできていまして、また、別に事務局体制も置いていまして、そこでの人件費もこの補助金の中に入っております。

○会長 この人件費については、これは一つの施設の決算書が添付されているのかなと思いますけれども、非常勤のような形で置かれているということですね。事務局職員3名と、この場合になっておりますけれども。

何かございますでしょうか。

それでは、団体の15、先ほどもちょっと出ましたが、掲示板に関しましてもいかがでしょうか。いろいろなケースはあるんでしょうけれども、掲示板を設置するというと、普通はどれぐらいのコストがかかるものでしょうか。

○地域課長 大体、通常、町会・自治会が設置する掲示板については、10万円から12万円ぐらいが通り相場というところでございます。

○会長 2分の1以内というと、大体、上限の3万円にかかってくるということになるわけですね。これもやはり、大体、何年かおきにまた作り直すというか、そういうようなことが出てくるんでしょうか。

○地域課長 区内全体では1,500基立っております。多分、劣化してきて、一定年数がたつと板面なんか傷んでいきますので、多分、5年、10年のスパンで更新をされているというのが現状でございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 ちょっと、掲示板には直接関係ないんですが、町内会で、これは何か掲示板があると町内会に属していない人にも情報が行き渡るということなんですが、実態として町内会に入っていない人というのはどのぐらいいるんでしょうか。

○地域課長 はい。これはなかなか一律にすばっと、町会・自治会の加入率というのがつかみ切れない部分もありますけれども、多少の誤差はございますが、杉並区の場合ですと、五十数%、53とか55ぐらいのところを前後しているところがございます。加入率は、高いところから比べると、半分強の方が加入しているということです。

○委員 そうすると、例えば、集合住宅とかそういう場合というのは、一括して何か管理

組合などで対応が可能だとは思いますが、集合住宅の掲示板設置などはどうなっているのでしょうか。

○地域課長 集合住宅で大規模なところは住宅管理組合などができていて、また別に自治会が必ずできてくるところで、高井戸の大きいマンションだとか、あと、今、日産自動車の跡地なんかでもかなり大きな住宅ができてきていますが、そういうところではまた、必ずできるんですが、大規模なマンションなんかの場合ですと、中にそういう掲示機能というのが、掲示板みたいなものが組み込まれていたりだとかというのもございますので、余り申請してくるケースがないんですけど。小規模なところでいくと、町会・自治会に組み入れて加入されているところもありますし、また、全く賃貸のアパートなんかでいくと、加入をされていない未加入世帯の方が多いというのが現状でございます、そこはもう、町会・自治会の掲示板で掲示物なんかをそういう方もごらんになるというのが実際でございます。

○委員 そうすると、大規模なところの組織というのは、町内会とは連携してはいないんですか。

○地域課長 大規模なところでも、例えば町会ができますと、それが地区の町会連合会という、地区割でかなり大きな、連合体の町会の会議体の構成員というふうになりますので、そこで相互に連携をとっていくということでございます。

○会長 よろしいでしょうか。14、15につきましてもよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に、番号的にはちょっと戻りまして、団体の12と13ですね、交通安全協議会関係の補助金ということで、ご説明をお願いします。

○事務局 12番の杉並区交通安全協議会補助金、13番、交通安全協会補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。

この二つの補助金に関してはいかがでしょうか。12番の方につきましては、区みずからがその構成員となっているので、額を支出するにしても補助金というよりは負担金といえますか、という形に改めた方がいいだろうということで出されておりますが。

何かございますでしょうか。

(なし)

○会長 特にないようでしたら、次にいかせていただきたいと思いますんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、次は、団体の16番ですね。NPO活動資金補助金に関しまして、よろしくお願ひします。

○事務局 NPO活動資金補助金について説明。

○会長 はい。これについてはいかがでしょうか。

○委員 このNPOの登録団体になる要件というのは、これはどういう要件になるのでしょうか。

○地域人材・NPO担当課長 NPO担当課長の徳嵩と申しますが、これは、まずNPO法に基づく法人格を取得していることと、それから、区内を中心に活動しておいて区内に主たる事務所を有するというようなところが要件になってございます。

○会長 これは、実際に寄付があつて初めて動くという仕組みになっているわけですね。

○地域人材・NPO担当課長 はい。そのとおりでございまして、16年度末までで、寄付としましては47件、約740万円ということになってございます。それを原資として、一定程度寄付金がたまつた段階で、登録団体に事業助成の申請を上げていただきまして、それを、先ほど説明のあつた審査の手順を踏んで助成をしていくというものでございます。

○会長 ですから、この補助金の決算額が年によってばらつきが出るというのは、その寄付のあり方等も関係してくるということだと思ふんですけれども、この制度としては、NPOを支援していくという意味で非常にいい仕組みになっていますけれども、できれば多くの寄付が集まるというような仕組み、これは補助金のとも、またちよつと違うのかもしれないし、補助制度、広く言えば補助のあり方ともかかわってくるのですけれども、そこら辺についてはいかがなところでしょうか。

○地域人材・NPO担当課長 はい。最近、千葉の市川市あたりで、市民税の1%をそういったNPO活動にといったこともありますけれども、私どもの基金、寄付による基金を活用して、団体の活動を助成していくと。この制度の大きなポイントは、一つには、NPO活動への幅広い理解、それともう一つ、市民活動を市民が支える、そういった寄付の文化を根づかせていくということにございまして、究極は市民自治といいますか協働社会づくりというところを念頭に置いて進めているものでございまして、直接、税を投入する仕組みがいいかどうかというのはいろいろ議論があるところだというふうに存じています。

○会長 非常にユニークな仕組みで、ぜひこれは発展していただきたいなという仕組みではありますけれども、いかがでしょうか。

○委員 そうですね。さらに寄付をふやすというのは重要なことだと思ふんですが、具体

的に、なかなか、情報を流すといっても、満遍なく流してしまうと、その成果を上げるのもなかなか難しいのではないかと思うんですよね。例えば、これから団塊の世代がだんだんだんだん入ってくる、ふえてくる引退期を迎えてくる。そういう世代に、活動してもらうと同時に寄付も募るとか、具体的に何かそういう、どこか特定のそういう供給の仕方、情報提供でも何か戦略的になされているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○地域人材・NPO担当課長 はい。なかなか悩ましいところもあるんですけども、私も今現在、登録団体の有志と連携しながら、区民が集まる行事等でのPR、そのほかに、区報等使いまして、こういったNPO活動がこういうものがなされている。そして、この基金を使って助成した事業がこういうふうに区民サービスに還元されている。こういった広報紙あるいはホームページを使ったPRというものも努めているところでございますし、また、去年は登録団体の有志とともに、区内の金融機関に、この制度を普及していただくためのポスターだとかリーフレットの掲出というものも少しずつ広めているところでございまして、地道で前向きな取り組みを進めていきたいというふうに、常々から考えているところです。

○会長 あと、それから、NPO法人格を持っているということになりますと、杉並区を中心に活動しているとしても、それよりももっとエリアが広く活動しているところも当然あるでしょうし、そういったときに、この補助金を充てて事業活動するときに、当然、波及効果的に区以外のところにも行くと。それはだめだというのも、そういうけちな要件ではないんですけども、やはり、区を、区民の方から、この補助金という仕組みの中でやっていく場合には、そこら辺についてはどういう考え方で整理されているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○地域人材・NPO担当課長 実際に事業助成を上げていただく一つの前提として、その事業、助成する事業が区内で行われる、あるいは、区外の場所で行ったとしても杉並区民に十分な周知がなされていると。そういったことを含めて審査をさせていただいているところでございまして、そういった中で、いわゆる、軽重はありますけれども区民にサービスが還元されているというところを見た上で助成をさせていただいているというところがございます。

○委員 普及活動委員会というのが事業評価表にあるんですけども、よく言われることだと思うんですけども、やっぱりNPOの中間支援組織とか、それと自治体との関係でどういうふうに考えるのかと。ここの中でも事業のあり方で役割分担の明確化ということ

があるんですが、ある程度よく言われるのが、NPO組織の自立ですね。自治体からのある程度の自律性とかそういうことが言われるんですが、ここで触れられている、役割分担の今後のあり方というのはどういうふうに考えておられるのか、ちょっと教えていただきたい。事業評価表のところにもちょっとあったんですが。

○地域人材・NPO担当課長 はい。今、先ほど申しています有志の普及活動委員会と連携しているという部分では、そういった意味では、NPO活動の社会的認知度を高めるだとか、寄付の文化というところで考え方が合致して、一緒に取り組んでいると。今、委員からお話のありました中間支援組織という関係では、私どももNPO・ボランティア活動推進センターということで、阿佐ヶ谷駅の南口のところにそういう中間支援組織を持っています。ただ、まだまだ機能拡充が必要だということで、そのあたりは別の事務事業概要のところでも触れておるんですけれども、その機能拡充を十分に図りながら、今、委員からお話のあったNPOの自立というところで、行政が直接的にということではなく、市民活動のフィールドの中で、そういう取り組みが連携してなされるというような体制づくりを今、また拡充しようということで努めていると。

○会長 考えようによっては、これ、寄付金は別に、区外の人から寄付金をもらってもいいわけですね。

○地域人材・NPO担当課長 そのとおりでございます。額的にも、これまでの実績、1,000円から100万円まで、しかも区外の方もこういう制度に賛同して、何人かご寄付をちょうだいしていますので、私どももそういうことは非常にありがたいことだというふうに思っております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。ぜひうまく、これを発展させていただきたいなというふうに思う制度だと思うんですが。

それでは、次にいきましょうか。次は、団体の18、19、公衆浴場関係の補助金ということになります。ご説明をお願いします。

○事務局 18番の公衆浴場確保対策事業補助金、19番、風呂つと杉並事業補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 このお風呂まつりをしますと、そのときの利用者というのはふだん利用していない人等を含めて、人数が多くなるものなんですか。

○区民生活部管理課長 担当しています、管理課長の大藤です。

ふだんより、ふえているというふうに思います。具体的には、昨年の11月14日で言いますと、成人で1,128人、お子さんはたしか無料にしていると思いますけど567人の、1,692人という形の参加を得ているといったようなことでございます。

○委員 今のお話で、子供が無料というのは、このお風呂まつりの趣旨なんですか。

○区民生活部管理課長 お風呂屋さんに来ていただきたいということで、お子さんには無料にして来ていただくと。そういった、組合の考え方に基づくものだというふうに思っています。

○委員 よろしいですか。時代は変わりましたが、昔は家を建てかえますときにお風呂がありませんよね。その間、近くのお風呂屋さんに、子供を連れて入ったような記憶がございますが、今のようなおまつりのときに子供が無料で大勢参加するというのは結構なことで、私たち高齢者もそうですが、お風呂屋さんというと、何か情緒的な、郷愁的なものを子どもの心に非常に残す。皆さんも青春時代は神田川の歌なんかもご存じのように、歌も大変ヒットした時代もありましたし、現実利用者も少ないけれども、継続していった方がいいのかなんて、私は思いますけれどもね。どうでしょうかね。ですから、アパートに入っている方なんかも、お風呂がないところもありますよね。そうすると、外になくなって困っている方がいらっしゃいます。ですから、どうでしょうかね。そのような感じがします。

○会長 風呂保有率、平成10年のデータですけど、100%ではまだないということでもありますし、今言われたように、施設改修のときとか、いろいろ故障したときとかという問題もございましょうけど。そういうことで、いわゆる銭湯のほかに、最近新しいタイプの銭湯といいますかそういうようなものもかなり出てきて、地域的にはどうなんですかね。そういうものに対する助成というのも、これ、含まれているんでしょうか。それはまた、別なんですか。

○区民生活部管理課長 それは対象外です。ここに一応、協同組合杉並支部という形で、そこに例えばラドン温泉みたいな、結構、2,000円とか千幾らかけて入るような、多分組合には入っていないので、そこに対する助成金は出していません。

○委員 こういう公衆浴場はなくなつては困ると思うんですけど、このお風呂まつりだけに当たって補助金を出すというのが、果たして区内公衆浴場の存続を図るという目的に役立っているのかどうか。それから、昭和56年度から補助を開始されていて、かなり長期間になって、そういった、何というんでしょうか、経費の一部を補助する——経費の一

部といっても、もうほとんど、補助金の割合が79%ですから、これを区の方でやってもらっているというような形にはなっていると思うんですけど、これが公衆浴場の維持につながっているのかどうかという意味で、疑問に思っていますけれど。

○区民生活部管理課長 ほんの一部の経費ですけれども、基本的にはお風呂屋さん、個々の浴場、あるいはその団体である組合が努力するのは基本ですけれども、その経費の一部ということで、組合長さんともお話ししていますけれども、組合長さんとしてはもうちょっと、率直に言って補助金の額がふえた方がいいということは申しておりますけれども、それなりの役割、役に立っているというふうに評価しています。

○高齢者施策課長 高齢者施策課長の清水と言いますが、よろしいでしょうか。

今、管理課長の説明したことなのですが、もう少し、ちょっと補足させていただきますと、現在、公衆浴場に対する補助は、管理課でやっています今の補助と、それから、ここにあります風呂っと杉並という補助事業のほかに、委託事業としましてふれあい入浴という形で、区民が利用される場合に区が委託をして事業を実施していただいている、その三つの事業というのがございまして、ふれあいの方についても年間大体1,000万円ぐらいの予算で事業を委託している状況がございます。

○委員 それは、補助金ではなくて委託事業ですか。

○高齢者施策課長 委託事業です。

○委員 すみません。よろしゅうございますか。

少し本筋から離れるかもしれませんが、荻窪の地区センターですか、私はそこでお世話になっているんですけども、3年ぐらい前に大々的にリフォームされましたよね。その間に、高井戸の方へ、私、お世話になったんですけども、私は実際には利用させてはいただきませんでしたけれども、高井戸の方は例の焼却炉がございまして、やはり風呂があるそうですね。それはやっぱり入場料をとるとか、そういうことはなさっているのでしょうか。

○高齢者施策課長 高井戸活動支援センターにございます入浴につきましては、これは無料で提供してございます。

○委員 そうでございしますか。

この「風呂っと」というのが私、よくわからないんですけども。風呂っと杉並という名称のもとで、その傘下といいますか、そのもとに浴場がたくさんあるんでございしますか。

○高齢者施策課長 区内の浴場は、現在44になってございます。この浴場が、お風呂屋場

の脱衣所を使いまして、例えば健康体操を行うとかあるいはカラオケとか、そういう事業を実施した場合に、この補助という形で、実際の指導、実際、事業を実施する方の講師料とか、それから場所代とか、そういう形でこの事業を補助しているものでございます。

○委員 そうでございますか。

○高齢者施策課長 現在、実施している浴場は16カ所ということになってございます。

○委員 よろしいですか。風呂っと杉並事業補助金に関してなんですけれども、審査表の最後の部分で、個別浴場への改修経費については対象件数の減少に終期を設定して廃止するというところで、ただ、改修の対象件数、そういう対象の改修の申請が減っているということは、一つには、廃業するから、もう、そんな改修する必要はないというような可能性も考えられるとは思いますが、その辺のところは状況としてはどうなんでしょうか。

○高齢者施策課長 浴場は先ほど申し上げましたように今44ありまして、できれば全部の浴場で実施していただきたいというのが私どもの願いなんですけど、実際、人手の関係と、これ、お風呂が正式に始まる前の時間を利用しまして行われている事業でございまして、やっぱり人手の問題とかいろんな要素があって、全部が参加できない状況がございまして。

実際、実施するためには浴場の一部改修をしませんと実施できないということもありまして、そのための整備補助の金額なんですけど、今の、実施してからある程度の推移を見ますと、一定の期限を切って、いつまでだったならば補助を出しますということで、ある程度取り組みをもう少し強めていただくという、そういう方向でも考えられるのかなということで、こうした終期の設定という考え方も一つの方法としてあるというふうに考えてございます。

○会長 公衆浴場は昭和56年度では108軒あったと。20年ちょっとの間に半分以下になっていて、恐らくこれは、後継者の問題だと思うんですね。今残っているところも、果たして後継者というものをきちんと確保できるのがどうか。こういった補助金や委託という事業で、とりあえず、今いる経営者の間で確保、残していくということが可能であっても、次の後継者を見つけ出して、ちゃんとバトンタッチできるような施策として行うのか、そうではなく、とりあえず、事業をその経営者の代は続けてもらうということなのか。そこら辺の考え方ということともかかわってくるのかなと。

それから、先ほど、高齢者施策課長が少し言われましたが、区民センターでの無料の入浴サービスというのがあるんですか。そういうようなサービスがあるというのは、この公衆浴場の経営にとってはマイナスの要素になるわけですし、そこら辺どういうふうに全体

として考えていくのか。それは、そこで無料にしているというのは、やはり高齢者の福祉とか、そういう観点から行われている事業でしょうか。そこら辺どういうふうに整理していくかということがあると思うんですが、所管としてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者施策課長 高齢者活動支援センターにつきましては、浴場組合の方からは、今ご指摘のような内容で、区の方に要望事項という形で出されているものがございます。ただ、あそこは清掃工場の余熱を使った施設になっておりますので、有料にするということについての手続が基本的には難しいという状況もございまして、あと、あそこの施設を運営する協議会の中でも、この有料化については過去にそういった話し合うことも行いましたが、実質的にはやっぱり無料にしていくというような方針に今のところなっておりますので、現在のところ、まだ、有料化という方針は出てございません。

今後、浴場組合としては、あそこについて、そうした事業も参加できないのかというような申し入れもございまして、所管としてはもう少しいろんな方面から検討はしてみたいと、そのように考えてございます。

○政策経営部長 平成12年度のときに、一度補助金の見直しをかなり進めたという経緯があって、その中で、高井戸区民センターに、公衆浴場じゃないんですけども、事実上、高齢者の方の一つの施設として、お風呂があり、そのお風呂があることによって、その周辺に、浴場組合の方から言えばマイナスの影響があるのでということで、事実上の補助金を出していた時代がありました。これは12年の補助金の見直しのときに、ここの18番の公衆浴場確保対策事業補助金ということに、全部統合したんですね。このときに、二つ三つを統合して、「公衆浴場確保対策」という名称にしました。その中で、そういった補助金、実際影響があると言われて設置したというか補助を行っていたという経緯はあるんですけど、そういったマイナスの影響が事実上どのぐらいなのかというのがなかなかつかみにくく、あるいは、かなり長い年月がたった後でございましたので、それについては廃止、この18番の補助金に統合したという経過はございます。

○会長 はい。清掃工場を高井戸に置くということとの関係というのが一つある一方で、この公衆浴場に関してできるだけ残しておこう、確保していこうという考え方と、いろいろ複雑な点がありますけれども。そうですね、今出ているこの補助金そのものについて、施策の考え方としては沿うものであったとしても、どの程度有効性といえますか、ここに出ているような、経営として成り立たせていくという点で、どこまで有効であるのかという点も含めて、もう少し考えていかなければいけないところなのかなという気がいたしま

すが。

ほかに何かございますでしょうか。

○委員 ちょっとよろしいですか。先生方も、また、職員の皆さんも十分承知しておられると思いますけれども、もうほとんど、どの家庭でも内風呂がありますし、マンションなんかも、ほとんど、内風呂がなければ売れない状態ですよ。ですから、小さいアパートであるとかそういう人たちに対する救済が一つと、それから、内風呂はあるけれども、やはりある程度温泉感覚で、広いところですね、広い大衆浴場のところで、いわゆるお風呂を満喫するという、そういう人たちもおられると思いますけれども、絶対量がどうしても少ないですから、区の方でオーバーに言って何百万の補助をすることは可能であったとしても、やっぱり浴場の数はどんどん減るんじゃないかと私は思いますね。やはり、経営が大変だと思いますから。あれだけの広大な土地を持っているわけですから。ですから、やめてしまってそこを駐車場にした方が、よほど、収益は上がるわけですから。ですから、私の住まいのところに、たしか、私、一度も行ってないんですけども、成田東ですけども白山湯というのがございまして、そこは、もう半分以上は慈善事業で、道楽でやっていたところなんですね。先ごろやはり閉めてしまいましたので、やはりあの辺の方たちは、温泉気分で行かれる人たちは非常に残念がってはいるわけです。ですから、補助金をどのくらいふやしたら、これから44が減らずに済むかということの問題はなかなか難しいかと思えますね。

○会長 いかがでしょうか。

先ほどの区の方でやっている無料のというのは、これはちょっと補助金の問題から外れていくところでもあるんですけども、その施策としての整合性という点も少し考えておかなきゃいけない点だと思うんですけども。

では、以上、18、19ですね。

次に、26番と31番、杉並産業協会補助金と観光事業補助金につきまして、お願いします。

○事務局 26番の杉並産業協会補助金、No.31の観光事業補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

まず、26番の産業協会の補助金ですけども。

○委員 収支決算の方を見ますと、やはりまた繰越金が大変多いということと、それから、先ほどの理由を伺いますと、余剰金も多く自立した運営は十分可能であるということ、補助目的が希薄化しているということですので、段階的にはいずれ廃止するということが

書かれておりますので、どうでしょうかね、2年かけて廃止した方がいいのか、18年度は50万円に減らして19年度はゼロにするとか、そういう方向に持っていった方がよろしいんじゃないでしょうかね。または、18年度に全部ゼロにしちゃってもいいような気がしますね、いかがなもののございましょうかね。

○会長 これ、段階的にというのはどの程度、どういう段階をどういうふうにお考えなのかというのは、今のところございますでしょうか。

産業振興課の方、いらっしゃいますか。

○産業振興課長 産業振興課長の渡辺でございます。

私どもといたしましては、先ほど高円寺の阿波踊りと七夕まつりがあったんですけれども、商工振興というふうなことで言われましたけども、このいわゆる工業の方の振興が、なかなか、杉並区の場合は商店街、住宅が中心ですので、商店街振興が主になっていますけれども、工場、製造業もありますので、そういう意味では、この産業協会が基本となりまして中小企業の支援をしている。そういうことで、例えばセミナーを行うとか異業種の交流を行うとか、工場の視察を行う、あるいは、区の方からも、今年度、例えば中学生の就労体験で会社の方で受け入れをお願いするとか、いろんなかかわりがあり、産業振興政策としては数少ない工業振興のための補助として100万円、運営の補助で行っています。

○会長 この事業補助金は、具体的にどういう事業に充てられていることになるのでしょうか。

○産業振興課長 事業といたしましては、バスで工場見学や視察をするとか、異業種の交流を開くとか、セミナーを開く。あるいは、中小企業の健康診断の方を行うとか、そういうようなことをやっています。メインの事業としては、雇用保険、労災保険の方のそういう手続の代行をやっているわけですけども。

○会長 実績報告書とかは出されているのでしょうか。例えば、補助金が充てられている事業が何かとか、明確な形で示されているのかどうかというのを。今回は資料は用意されていないんですが。

○政策経営部長 すみません。基本的に調整をしてお出ししているんですが、次回、改めて提案させていただきます。

○会長 そうですか。では、これは次回に。

それでは、31番について、ご意見どうぞ。

○委員 この七夕まつりというのは、大きなイベントですよ。もう、私たちの子供が小

さいうちから、阿佐谷の七夕まつりは有名でございます。それに伴って、事故防止という方面から見て、やはり継続していった方がよろしいのではないかなというふうに思います。

○会長 はい。ほかにいかがでしょうか。

このおまつり関係に関しましては、おまつりの事業に充てる部分もあるんでしょうけれども、安全対策ということで、むしろ、こちらの方はきちんとやるということは非常に重要になってきていると思いますので、ふえている分というのは理解できる部分だとは思いますが。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 ちょっと先ほどのところに戻りますけれども、この資料を見てみますと、産業協会の主な事業は労働保険事務組合の運営というようなお話があったんですけれども、そこで会費等の比較例というのがこの資料、団-26の次のページにあるんですけれども、ここで杉並産業協会ですと会費は幾らですと、それから社会保険労務士事務所ですと会費は幾らですという比較があって、大分、社労士さんに比べて安いと、有利ですというような表があるわけですが、こういう、区内の社労士さんの仕事と競合するというようなところに対して、杉並区が助成金を出して運営を補助するということに関しては、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○産業振興課長 産業協会の方でこういう保険の加入の代行業務をできるということで、厚生大臣の方から認可をされてやってございますので、そういう意味では、それぞれ協会での料金の設定と、社会保険労務士の場合是一般的な額等も、競争というか、そういう中小企業の使いやすいような形でということで考えていると思いますけれども。

○会長 例えば、人数が非常に少ない中小のところが特に利用する、その分に対して補助するという考え方であれば、まだわかりやすいかもしれません。これですと、必ずしもそうではないような料金設定、料金といいますか会費の設定になっていますよね。そこら辺は、この協会側がどういうふうを考えるか、あるいは、補助金を充てるときにどういう考え方で充てていくのかという点が出てこようかと思うんですけれども。

○産業振興課長 今、大体200社ぐらい加盟していますけれども、ほとんどの会社が10名以下の中小の会社が加盟してございます。

○会長 ただ、大規模なところでも加入はできるわけですね。

○産業振興課長 そうですね。

○会長 そうすると、一般の社労士事務所よりは圧倒的に安いこちらの方がいいというふ

うに、お客さんがそちらに行ってしまう可能性もあるということになるわけで。そこをどう考えるかという問題はやはりあるかと思えますけれども。それはその、補助金全体が依存率はそれほど高くはないということなので、これはこの協会の自助努力的な側面もあるのかもしれませんが。ちょっとそこら辺も少しお考えをまとめておいていただければということで、26番につきましては次回また回していただいて、31番についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次、32番の方ですね、企業的農業経営集団活動事業費補助金の方をお願いします。

○事務局 32番の企業的農業経営集団活動事業費補助金について説明。

○会長 はい。これについては、いかがでしょうか。

都市型農業の支援、それから、環境の面からこういう補助金を設定されているということなんですが。特によろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に33番、納税貯蓄組合連合会補助金のご説明をいただけますか。お願いします。

○事務局 33番、納税貯蓄組合連合会補助金について説明。

○会長 はい。これはいかがでしょうか。

○委員 これ、廃止ということなんですけれども、具体的にいつごろ廃止というのが、ある程度決まっているのでしょうか。

○財政課長 具体的な期日は、まだ決めてはございません。

○委員 では、よろしいですか。

この補助開始年度が昭和45年度ですから、もう、既に35年経過しているわけですよね。ですから、当初の目的はもう達成されているんじゃないかと思えますので、廃止の方向に持っていった方がと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

○会長 納税推進という観点から、今、この納税貯蓄組合はどれぐらい寄与しているかというのは、わかるものなのでしょうか。寄与率といいますか。

○納税課長 納税課長の神保と申します。

まず、納税組合連合会の会員の皆様方は、住民税は翌年課税になりますので、その原資をとっておいていただくという活動について、ご協力いただいていると。その組合員の拡

大のための活動費、あと、住民税の口座振替について、口座振替は間違いなく納税されますので、そちらの口座振替の加入者の増加ということで、区のロビーにおいて1週間程度、口座振替の加入促進ですか、こちらの方に参加していただいておりますが、なかなか数が幾つというのは、ちょっと難しい問題は含んでおります。

そのほか、中学生の税に関する作文ということで、納税思想の普及ということで、区長賞の方の授与を行っているところでございます。

以上です。

○会長 ということですがけれども、いかがでしょうか。

○委員 すみません。理由の最後のところで、廃止するとございますけれども、これは具体的に、例えば18年度以降という形にはならないんですか。

○財政課長 当然、当該年度以降に、つまり次年度以降ということでございます。

○委員 そうですね。もう、17年度は配っていますから。

○会長 住民税、翌年払うのを確保するというのは、それは翌年にずれ込むので、ちゃんとお金をそれぞれ持っていてくださいよということを知らせるということですよ。事業者ですと、当然、年によって収入が違うので、そこら辺のことは考えておいてくださいという意味ですか。それとも、何か積極的に翌年納める納税分について、確保、押さえておくようなことをしているということではないですよ。

○納税課長 そういうことではなくて、自主的にその分をとっておいていただくという活動でございます。

○会長 振込にするというのは、今現在はどれぐらいの率になっていますかね。年々どれぐらいの推移で伸びているのかどうなのかと。

○納税課長 ただいまの納税者全体に対する割合としては、40%弱です。徐々にふえている。15年度から16年度に関しては、ちょっと少ないんですが約600人程度ふえている状況でございます。

○会長 今まで三十数年続けてきて、でも40%というのはどうなのかということと、これからは、多いか少ないかより、どれぐらい今後伸びるのかどうかということもかかわってきましょうし、私としては、税に関する認識を一番高めるのはみずから痛みを持って払うことだと思っているので、私は振込にせず、毎回、ちゃんと現金で払いに行くということをやっている、一番それが税に関する意識を高める上でいいのかなと、個人的には思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員 まあ、私も、先ほど、いつ廃止というのだけお聞きしたんですけども、やはり、もう、十分意義は達成されていると思いますね。それと同時に、税の意義というのは、別に地方税だけじゃなくて、税を納めること自体というのが、確かに地方税というのは翌年にずれ込むわけですけども、それは別に区でやるべきことなのかどうかというの。税意識ですよ、これは国税の方がより重要なような気もするんですけども。そうすると、必ずしもそこまでやる必要がないということになってくれば、早急に廃止した方がいいのではないかなと思いますね。

○会長 というご意見もありますが、いかがでしょうか。

何かありますでしょうか。

○納税課長 住民税の現年課税ということについて、現在、国の税制調査会の方で検討されておりますが、いつ実現かはちょっと今のところわからないかなということで、やはり所得が上下するというので、前もってその分をとっておいていただくような活動をしていただいているという……。

○会長 今考えられているような税制改正が実現すれば、意義はほとんどなくなるという、制度上なくなるということでもあるわけですね。

○納税課長 はい。

○会長 先取りして、もう、こちらとしてはなくしてしまっても大丈夫じゃないかなと思うんですが。そういうことでよろしいでしょうか。

時間も過ぎておりますので、以上、駆け足で、まだいろいろご意見、ご質問等あるかもしれませんが、個別に審査をしていただくときに、またお気づきの点があれば出していただくということで、一通り、きょう予定されております補助金につきましては、検討してきたということになります。

○会長 あと、何か事務局の方からお知らせとか。

○財政課長 いえ、特にございません。

○会長 それでは、定刻といたしますか予定していた時間を少し過ぎましたけれども、どうもありがとうございました。これにて、第4回の補助金適正化審査会を終わらせていただきます。ありがとうございます。